

高浜市公共施設照明器具 LED 化賃貸借事業に関する質問及び回答

番 号	質 問 内 容	図面番号等
1	【質問】 リース料のお支払いについては、毎月お支払いという認識でよろしいでしょうか。又、使用月分を翌月末日お支払いでよろしいでしょうか。	
	【回答】 お見込みのとおりです。適法な請求書を受理してから 30 日以内に支払います。	
番 号	質 問 内 容	図面番号等
2	【質問】 入札保証金・契約保証金は不要の認識でよろしいでしょうか。	
	【回答】 お見込みのとおりです。	
番 号	質 問 内 容	図面番号等
3	【質問】 賃貸借終了後は無償譲渡の為固定資産税は免除の認識でよろしいでしょうか。	
	【回答】 お見込みのとおりです。	
番 号	質 問 内 容	図面番号等
4	【質問】 アスベスト調査が必要と判断された場合の調査費は別途協議の認識でよろしいでしょうか。	
	【回答】 仕様書 8・(3)・ツと同様の対応とします。	
番 号	質 問 内 容	図面番号等
5	【質問】 犯罪収益移転防止法の対象となる契約の為、ご担当者様の本人確認書類が必要となりますが、ご協力いただけますでしょうか。	
	【回答】 協力します。	
番 号	質 問 内 容	図面番号等
6	【質問】 今後不測の事態が発生し、半導体等の機器部材不足等による機器納期遅延や物流遅延等により設置納期遅延となる可能性があります。又、LED の需要が急増しており、納期が長納期化しています。このように設置納期遅延の恐れが発生した場合、当社への指名停止等の処分、損害賠償請求や違約金請求などなく、賃貸借開始時期変更の協議に応じていただけますでしょうか。	
	【回答】 協議に応じます。	

番 号	質 問 内 容	図面番号等
7	【質問】 本契約については、長期継続契約と債務負担行為どちらに該当しますでしょうか。長期継続契約の場合翌年度以降の予算の確保が出来なかった場合、契約変更または契約解除時に賃貸人への損害補填は可能でしょうか。また、損害補填措置が可能な場合において、その旨を契約書の条文中に明記することは可能でしょうか。	
	【回答】 債務負担行為に該当します。	
番 号	質 問 内 容	図面番号等
8	【質問】 設置作業において発生する軽微な工事、補修とはどの程度の範囲を想定しているのでしょうか。	仕様書 8（3）エ
	【回答】 ・内部については脚立足場で行える作業範囲内の工事・補修。 ・外部については 14mまでのトラック型バケット車で行える範囲の工事・補修を想定しています。	
番 号	質 問 内 容	図面番号等
9	【質問】 試験点灯期間及び賃貸借期間については、不可抗力による損害を除き受注者の責任において賃貸借物品の修繕・補修を行う事とありますが、発注者様側に損害の原因があった場合（施設の雨漏りなど）については協議いただけますでしょうか。	仕様書 8（4） ウ（オ）
	【回答】 協議します。	
番 号	質 問 内 容	図面番号等
10	【質問】 本案件の賃貸借契約書を事前に開示いただく事は可能でしょうか。	仕様書 4 総則
	【回答】 可能です。契約書案を添付します。	
番 号	質 問 内 容	図面番号等
11	【質問】 過去5年間の実績で6件以上ある場合は直近の5件のみの実績に限りますでしょうか。	様式第6 事業実績調 書
	【回答】 様式第6の備考欄に記載があるとおり、6件以上実績がある場合は、直近事業実績5件を記載してください。	

契約書（賃貸借） 案

令和一年一月一日

甲 賃借人 高浜市
代表者 高浜市長 杉浦 康憲 (印)

乙 賃貸者 住 所 ■■市●●町1番地1
氏 名 株式会社●●●
代表取締役 ●●● ●●● (印)
(法人の場合は名称及び代表者名)

賃借人 高浜市を甲とし、賃貸者 株式会社●●● を乙として、
下記の物件について、別添約款により賃貸借契約を締結する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を
保有する。

記

- | | | |
|---|-------------------------|--|
| 1 | 物件及び数量 | 高浜市公共施設照明器具LED借上
別紙仕様書のとおり |
| 2 | 賃借料 月額 | 金 0円 |
| | うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 | 金 0円 |
| 3 | 賃貸借期間 | 令和10年1月1日 から
令和19年12月31日 まで |
| 4 | 契約保証金 | 免除 |
| 5 | 納入期限 | 令和 9年12月31日 |
| 6 | 納入場所 | 別紙一覧表のとおり |
| 7 | 個人情報の保護 | 乙は、この契約による事項を処理するために個人に関する情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び別紙「高浜市個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。 |
| 8 | 支払方法 | 別紙約款、仕様書等のとおり |

賃借料支払明細内訳(年度別)

年 度	契 約 期 間	月数	契約金額
令和9年度	令和10年 1月 1日～令和10年 3月31日	3	金 0円
令和10年度	令和10年 4月 1日～令和11年 3月31日	12	金 0円
令和11年度	令和11年 4月 1日～令和12年 3月31日	12	金 0円
令和12年度	令和12年 4月 1日～令和13年 3月31日	12	金 0円
令和13年度	令和13年 4月 1日～令和14年 3月31日	12	金 0円
令和14年度	令和14年 4月 1日～令和15年 3月31日	12	金 0円
令和15年度	令和15年 4月 1日～令和16年 3月31日	12	金 0円
令和16年度	令和16年 4月 1日～令和17年 3月31日	12	金 0円
令和17年度	令和17年 4月 1日～令和18年 3月31日	12	金 0円
令和18年度	令和18年 4月 1日～令和19年 3月31日	12	金 0円
令和19年度	令和19年 4月 1日～令和19年12月31日	9	金 0円
合 計		120	金 0円

高浜市賃貸借契約約款

令和8年1月19日改正

(総則)

第1条 賃借者（以下「甲」という。）と賃貸者（以下「乙」という。）とは、賃貸借契約書（当該賃貸借契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「契約書」という。）記載の物件（以下「物件」という。）の賃貸借に係る履行について、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき誠実に行わなければならない。

(債権の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約によって生じる一切の責務を第三者に委任し、又は承継させてはならない。ただし、その理由を掲載した文書によって、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、この契約により甲が使用中の物件に、質権その他の担保権を設定してはならない。

(危険負担)

第3条 契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、履行前に、甲乙双方の責に帰することがない理由により損害を生じた場合といえども乙がこれを負担する。

(物件の納入等)

第4条 乙は、物件を契約書及び仕様書等で指定された場所へ仕様書等に定める日時までに乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、賃貸借期間の開始日から甲の使用に供しなければならない。

2 甲は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

3 乙は、この物件を納入するときは、甲の定める項目を記載した納品書を提出しなければならない。

4 この物件を納入する際当然必要な作業等は、乙の負担で行うものとする。

(検査及び引渡し)

第5条 甲は、乙から納品書の提出を受理した日から起算して10日以内に甲乙立会いのうえ検査し、その検査に合格したときをもって、乙からこの物件の引渡しを受けたものとする。

2 前項の検査に直接必要な費用並びに検査のための変質、変形、消耗又は毀損した物件に係る損失は、すべて乙の負担とする。

(引換え又は手直し)

第6条 乙は、この物件を納入した場合において、その全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物件を納入しなければならない。この場合においては、引換え又は手直しの完了を検査の合格とみなして前2条の規定を準用する。

(物件の管理等)

第7条 物件所有権は乙に属し、甲は、当該物件を善良な管理者の注意義務をもって使用管理しなければならない。

2 乙は、装置が正常に動作するよう、仕様書等に基づき、装置の調整、

修理又は部品の交換、所要の定期保守及び緊急保守を行うものとする。

(所有権の表示)

第8条 乙は、物件に乙の所有に属する旨の表示をするものとする。

(禁止事項)

第9条 甲は、事前に書面による乙の承諾を得た場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物件に装置、部品、付属品等を付着させ、又はそれらを取り外し、若しくは取り替えること及び物件の改造、模様替え、性能・機能品質等の変更を加えること。ただし、第7条第2項の規定による場合を除く。

(2) 物件を設置場所から他の場所に移動すること。

(賃借料の支払い方法)

第10条 乙は、物件の賃借料を月毎に翌月の初めに甲に対して請求するものとする。ただし、甲が仕様書等において支払い方法を別に定めた場合は、この限りでない。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条第2項に規定する支払期限内に賃借料の支払いをしないときは、天災・地変等やむを得ない事由による場合を除き、その翌日から起算して遅延日数に応じ、その金額に対して契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約不適合)

第12条 乙は、この物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約不適合がある場合は、特別の定めのない限り、賃貸借期間中、補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が賃貸借期間の開始日までにこの物件の納入を完了しないとき又は完了する見込みがないとき甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) この物件が滅失し、又は毀損し、使用不可能となったとき。

(5) 次条又は第15条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの物件が滅失し、又は毀損し、使用不可能となったときは、この契約を解除することができる。

(協議による解除)

第15条 甲乙双方の責に帰することができない理由により、この契約の履行が不能となったときは、甲乙協議のうえ契約を解除することができる。

(甲の損害賠償請求)

第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに納入を完了することができないとき。

(2) 契約不適合があるとき。

(3) 第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(乙の損害賠償請求)

第17条 乙は、甲が故意又は過失によって物件に損害を与えた場合、甲と乙が同意して選出した第三者による同損害に対する評価に基づき、その賠償を甲に請求することができる。

2 第14条の規定により乙が契約を解除した場合において、乙に全賃貸借期間の残リース料相当額の損害金が発生するときは、甲は、乙に同損害金を支払うものとする。

(保険)

第18条 乙は、第5条第1項の規定による物件の引渡しと同時に、乙の選定する損害保険会社と物件の損害について乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担し、契約期間中これを継続する。

2 前条の規定により甲の負担する損害金は、乙が受け取った保険金の範囲内においてその義務を免れる。

3 保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに損害の防止軽減に努め、保険会社の被害調査に協力し、保険金受け取りに必要な一切の書類を乙に交付する。

(乙の立入検査)

第19条 乙又はその代理人若しくは使用人は、契約期間中あらかじめ甲の承認を得て、物件使用場所に立ち入り、その保管状況及び使用状況を検査できるものとする。その場合において、乙は、必ずその身分を証明できる証票を携行しなければならない。

2 乙は、前項の立ち入りに際し、知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(物件の返還)

第20条 甲は、契約が終了した場合は、物件の引渡しの際の原状に回復して乙に返還するものとする。ただし、乙の承認があったときは、この限りでない。

2 乙は、前項により甲が物件を返還したときは、甲乙協議して定めた期間内にこれを引き取るものとする。

3 物件の引取に必要な作業は、全て乙が行うものとする。

4 第13条から第15条までの規定による契約解除の場合の物件の返還については、前3項の規定を準用する。

(雑則)

第21条 この契約に定めのない事項又は契約条項の解釈に疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

高浜市個人情報の取扱いに係る特記事項

受託者は、本業務において個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合には、個人情報保護法及びその他関係法令に基づき、以下の事項を遵守すること。

（個秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等）

- 1 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 2 受託者は、契約の履行に関して知り得た個人情報について、委託者が指定した目的の範囲内でしか利用してはならない。
- 3 業務完了後、委託者の指示により保管を要するものとされた個人情報は、委託者が指定した目的の範囲内で使用することができる。ただし、委託者がその利用を停止するように求めたときは、受託者は直ちに利用を停止しなければならない。

（再委託等の制限）

- 4 本業務の全部又は一部を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 5 前項ただし書の場合、受託者は、再委託等先に本業務の契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託等先の者に対して、再委託等先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の複製等の制限）

- 6 受託者は、業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為を行う場合については、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定しなければならない。
 - （1） 個人情報を複製する場合
 - （2） 個人情報を送信する場合
 - （3） 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
 - （4） その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（個人情報の安全管理措置）

- 7 受託者は、組織的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - （1） 組織体制の整備
 - （2） 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
 - （3） 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
 - （4） 漏えい等の事案に対応する体制の整備
 - （5） 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

- 8 受託者は、人的安全管理措置として、従事者に必要な教育をしなければならない。
- 9 受託者は、物理的安全措置として、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 個人情報を取り扱う区域を限定しなければならない。
 - (2) 個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。
 - (3) 個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、委託者の許可を得るとともに、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置をとる。
- 10 受託者は、技術的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 当該個人情報にアクセスする権限を有する者の範囲と権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。
 - (2) アクセス権限を有しない者は、個人情報にアクセスしてはならない。
 - (3) アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。
 - (4) アクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析しなければならない。また、アクセス記録が改ざんされないように必要な措置をとらなければならない。
 - (5) 外部からの不正アクセスを防止するため、必要な措置をとらなければならない。
 - (6) 個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・作業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の従業員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置をとる。
(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)
- 11 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故（以下「漏えい等事故」という。）が発生した場合は、その漏えい等事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該漏えい等事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 12 受託者は、漏えい等事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、委託者の指示に基づいて、当該漏えい等事故に係る事実関係を当該漏えい等事故のあった個人情報の本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 13 受託者は委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り漏えい等事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
(個人情報の消去及び媒体の返却又は廃棄)
- 14 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡され、又は自らが収

集し、若しくは作成した個人情報について、事務が完了し、又は契約が解除された後、委託者の指示に基づいて、速やかに個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

15 受託者は、前項の個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

16 受託者は、パソコン等に記録された第14項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

17 受託者は、個人情報を廃棄又は消去したときは、当該処理を行った個人情報の名称、内容、件数、媒体名、処理方法、個人情報保護責任者名及びこれを行った年月日を記録し、書面により委託者に報告しなければならない。

18 受託者は、個人情報の廃棄又は消去に際し、委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(契約の解除)

19 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

20 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

21 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、委託者に損害が生じた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(監査)

22 受託者は、委託者の求めに応じ、個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、報告しなければならない。また、業務に特別の支障を生じる場合を除いて、委託者が実地検査を求めたときはこれに応じなければならない。

23 受託者は、業務の一部を再委託（再委託先が委託先の子会社である場合も含む。）する場合には、個人情報の取扱いについて本業務の契約の規定に基づく必要な措置をとるよう委託先を監督しなければならない。

高浜市公共施設照明器具ＬＥＤ化賃貸借事業仕様書

１ 事業名

高浜市公共施設照明器具ＬＥＤ化賃貸借事業

２ 事業の目的

一般照明用蛍光灯製造・輸出入禁止、地球温暖化及びエネルギー価格高騰へ対応するため、賃貸借方式により公共施設照明器具をＬＥＤ照明に更新する。

３ 業務場所

高浜市公共施設照明器具ＬＥＤ化賃貸借事業に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）別紙１「対象施設一覧」のとおり

４ 総則

- （１） 本仕様書は、高浜市（以下「発注者という。）が実施する本事業について適用するものとする。
- （２） 本事業は、契約書、契約約款、関係法令及び本仕様書に基づいて実施するものとする。
- （３） 建築基準法、消防法、建設業法、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び本事業に係る法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令に定めるものに準拠すること。

５ 業務対象期間

令和１０年１月１日より、１０年間（１２０か月）の賃貸借を開始し、令和１９年１２月３１日までとする。

６ 業務内容

（１） 現地調査及び詳細協議

現地調査及び詳細協議については、基本協定書を締結し実施することとする。受注者は、現地との整合確認のために必ず現地調査（回路調査等を含む。）を実施し、現況に即した内容（交換対象器具台数等）を把握すること。

なお、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し、協議すること。

- （２） 設置工事に伴い排出された器具等の撤去、処分
- （３） ＬＥＤ照明の設置作業
- （４） 賃貸借開始後の照明器具の維持管理

７ ＬＥＤ照明器具の仕様

(1) 適用規格及び参考規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

ア J I S 規格

JISC62504 一般照明用 L E D 製品及び関連装置の用語及び定義

JISC7801 一般照明用光源の測光方法

JISC7550 ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性

JISC8105-1 照明器具－第1部：安全性要求事項通則

JISC8105-2-1 照明器具－第2－1部：定着灯器具に関する安全性要求事項

JISC8105-2-2 照明器具－第2－2部：埋込形照明器具に関する安全性要求事項

JISC8105-2-22 照明器具－第2－22部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

JISC8105-3 照明器具－第3部：性能要求事項通則

JISC8105-5 照明器具－第5部：配光測定方法

JISC8106 施設用 L E D 照明器具・施設用蛍光灯器具

JISC8121-2-3 ランプソケット類－第2－3部：直管 L E D ランプソケットに関する安全性要求事項

JISC8147-2-7 ランプ制御装置－第2－7部：非常時照明用制御装置の個別要求事項

JISC8147-2-13 ランプ制御装置－第2－13部：直流又は交流電源用 L E D モジュール用制御装置の個別要求事項

JISC8152-1 照明用白色発光ダイオード（L E D）の測光方法－第1部：L E D パッケージ

JISC8152-2 照明用白色発光ダイオード（L E D）の測光方法－第2部：L E D モジュール及び L E D ライトエンジン

JISC8152-3 照明用白色発光ダイオード（L E D）の測光方法－第3部：光束維持率の測定方法

JISC8153 L E D モジュール用制御装置－性能要求事項

JISC8154 一般照明用 L E D モジュール－安全仕様

JISC8155 一般照明用 L E D モジュール－性能要求事項

イ J E L 規格

JEL600 光源製品の正しい使い方と表示事項

ウ J L M A 規格

JLMA500 L E D 関連試験規格の J N L A 認定技術基準

エ ガイドライン

ガイド B005 改正ランプ及び制御装置・製品アセスメントマニュアル

ガイド 010 直管 L E D ランプ性能表示等のガイドライン

ガイド B011 高品質照明用 LED 光源の性能要求指針

ガイド A102 照明器具の銘板等の表示

ガイド A134 LED 照明器具性能に関する表示についてのガイドライン

オ 電気用品安全法(PSE)

電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

(2) 共通事項

ア 照明器具は、新品の照明器具を調達すること。

イ 照明器具の取替方法については、既設器具を撤去して LED 照明器具を新設することを基本とする。

ただし、特注器具や特殊デザイン器具など、標準品の LED 機器の採択が困難な箇所については、発注者と協議すること。ランプ交換による場合は、以下の仕様を満たすこと。

(ア) 安定器をバイパスし、直接ソケットに給電するよう施工し、LED ランプに取り替えること。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整及び工事をする事。

(イ) 灯具内の配線替えを行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシール及び LED 専用シール (LED 専用、管の種類等の注意事項) を貼ること。

(ウ) 直管形 LED ランプはメンテナンス性の優れた電源内蔵型とすること。

(エ) 非常灯兼用器具を切り替える際には、同等性能の LED 非常灯を設置すること。兼用型の LED 非常灯への取替、もしくは専用型の新規設置の手法は問わない。

(オ) 既存安定器は残置せずに撤去すること。

(カ) 質量は 500 g 以下とすること。

(キ) J LMA301「AC 直結 G13 口金直管 LED 光源-安全規格」に適合した製品とすること。

ウ 品質担保の観点から、照明器具及び直管形ランプ、電球等、使用する全ての LED 照明は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」、「ダウンライト形」又は「高天井形」に登録対応機種を持つ、施設照明の優れたノウハウを持つ国内メーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に器種設定のない種類の LED 照明についても、同様とすること。) 該当しないメーカーの製品については、これを一切受け付けない。

エ ISO9001 (品質) の認証取得工場を持つメーカーの製品とすること。

オ ISO14001 (環境) の認証取得工場を持つメーカーの製品とすること。

カ 光源(LED)寿命は、40,000 時間以上 (光速維持率 70%以上)

の製品とする。

キ 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付すこと。

ク 既存器具が調光器を使用している場合は、調光対応とすること。別途工事が発生する際は発注者と協議し、使用部品、調光方法及び工事方法を協議すること。

ケ 原則として、色温度は現状の照明器具と同等以上の製品とすること。

コ 平均演色評価数（Ra）においては、現状の照明器具と同等の製品とすること。現状の照明器具が特殊な高演色ランプ等を使用している場合は発注者と協議のうえ、仕様を確定すること。

(3) LED一体型ライトバー

ア ライトユニットが取り外し可能なものとすること。

イ 非常灯器具を切り替える際には、同等性能のLED非常灯を設置すること。兼用型のLED非常灯への取替、又は専用型の新規設置の手法は問わない。

(4) LED高天井型照明器具

ア 光源（LED）寿命は、60,000時間以上（光速維持率85%以上）の製品とする。

イ 電源内蔵型であること。

ウ 照明器具にはワイヤーで落下防止措置を講じること。

(5) 投光器、街路灯

ア LED電源装置について、器具内蔵型・器具分類型の種類は問わない。ただし、既存安定器はポール内や架台等に残置せずに撤去すること。

イ LED機器が既存ポールにそのまま取りつかない場合は、ポールアダプタを使用し、確実に取り付けること。

(6) 防災照明器具

ア 防災照明器具については、建築基準法及び消防法の関連法令に定める基準を遵守すること。

イ 所轄の消防署へ改修に伴う各種届出を行うこと。また、その際、消防法における改善等を指摘された場合は、発注者と協議すること。

8 工事仕様

(1) 提出書類

「12 提出書類一覧」に示す書類を期日までに提出すること。

(2) 打合せ協議

受注者は、施工時、月末、納品時及び発注者が必要と認めるときは、打合せ協議を実施するものとする。

(3) 工事（設置）について

- ア 設置前に現場調査・回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。調査等において仕様書との相違を発見した場合には速やかに発注者へ報告し、内容について協議すること。
- イ 停電等、施設運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者と調整し、事故、紛争等を防止するとともに、その内容を発注者に報告すること。
- ウ 設置作業にあたり、施設運営への影響が最小限になるよう配慮するとともに、施設利用者等の安全に配慮した施工管理とすること。なお、安全管理については、事前に打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- エ 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施する。
- オ 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- カ 作業範囲は養生すること。また必要に応じて、通路や資材置場なども各部養生すること。なお、作業中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は床清掃を行うこと。
- キ 発注者との協議により必要とされる箇所については、設計照度分布図を作成すること。
- ク 照明器具の配置変更が必要な場合は、発注者と協議すること。
- ケ 設置作業に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、発注者と協議すること。
- コ 作業用資材等の搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、施設管理者の承諾を得ること。
- サ 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所及び資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の対象施設敷地内における必要な場所の確保については、事前に施設管理者の承諾を得ること。なお、施設の敷地が狭い等の理由で駐停車場所を十分に確保できない場合は、受注者が確保すること。
- シ 設置作業の日時は、各施設の運営を加味し、発注者と協議のうえ、実施すること。なお、土、日、祝日及び夜間作業については、施設管理者及び発注者の許可を得た日時に限り認めることとする。
- ス 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定及び導通試験を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを発注者へ書面にて報告すること。
- セ 劣化している配線器具、電線については、発注者と協議のうえ交換し、安全に設置すること。
- ソ 電線や吊りボルトなど既存流用部分が劣化しており、十分耐えうるものではない場合は、発注者と協議のうえ、交換または落下防止器具を取り付けるなど、安全性を確保すること。
- タ 設置作業の前後に照度測定を実施し、その結果と写真を一覧にまとめ発

注者へ書面にて報告すること。なお、照度の測定場所及び測定箇所数は発注者と協議を行い、承諾を受けたうえで行うこと。

チ 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等については、関係法令を遵守し、受注者で適正に処理するものとし、廃棄物マニフェストを発注者へ提出すること。また、PCBを含む安定器については、取扱いについて別途、発注者と協議すること。

ツ アスベスト含有の恐れがある既設天井ボードに開口を設ける必要がある場合は、アスベストを含有するとみなし、関係法令に基づき必要な手続きを行った上、適切な方法で作業を行うこと。

テ 工事期間中、協力工事会社は、火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に参加し、証書の写しを提出するものとする。

ト 本仕様書に記載しない事項については、公共建築(改修)工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完する。

ナ 設置作業完了後、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を発注者が指定する日までに提出するものとする。完成図書については「愛知県建築工事の手引き」に準拠して書類を作成すること。写真については落札後発注者と協議の上決めるものとする。

ニ 設置作業に関して本仕様に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

(4) 賃貸借業務

ア 賃貸借業務に含まれる内容

- (ア) LED照明器具及び設置に必要な付属品一式
- (イ) LED照明器具更新に係る作業費及びその他一切の費用
- (ウ) 既存器具等の処分費用
- (エ) 賃貸借金利
- (オ) 関係諸官公庁申請手数料（消防検査費等）
- (カ) 維持管理費（緊急修繕、不点灯時の対応等）

イ LED照明への取替工事及び施工管理

- (ア) 交換機器及び施工に係る仕様は、「7 LED照明器具の仕様」及び「8 工事仕様」を参照すること。
- (イ) 賃貸借期間開始日の前日までに、借入場所にて交換機器を使用できる状態にし、賃貸借期間開始日の前日までは試験点灯期間とする。

ウ LED照明の賃貸借、維持管理及び保守業務

- (ア) 受注者は、発注者の検査後、賃貸借期間開始日より、LED照明の賃貸借を行うこと。
- (イ) 発注者からの修繕依頼を受けた場合、LEDの修繕を行うこと。
ただし、誘導灯ランプ及び誘導灯・非常灯の蓄電池について、通常

使用による劣化に伴う取替は保証の対象外とする。

(ウ) 受注者は、発注者からの保守管理の連絡窓口を設け、発注者が当該窓口で機器の修理、交換等を依頼した際には、速やかに修理すること。

(エ) 受注者は、年度ごとに、修繕等の記録及び履歴を発注者に報告すること。

(オ) 試験点灯期間及び賃貸借期間については、不可抗力による損害（地震、噴火、津波による被害、暴動、戦争による損害）を除き、受注者の責任において賃貸借物品の修繕、補修を行うこと。

エ 施設別LED照明台帳の作成

LED照明が、当該賃貸借の対象機器か否かの判別がつくよう、照明器具に本契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付すだけでなく、別途施設別に台帳を作成すること。台帳の形式は、発注者と協議のうえ、決定すること。

9 検査

(1) 受注者は、全ての設置作業を完了した後、速やかに完了に伴う書類を発注者に提出すること。

(2) 受注者は、本仕様書のとおり業務を実施したことを発注者の検査を受けること。

(3) 履行確認によって器具や設置作業等に瑕疵があることが判明した場合は、受注者の責任と負担で賃貸借開始日までにこれを是正し、是正報告を行うこと。

10 物品の移動等

(1) 賃貸借期間において発注者が照明器具の配置を変更するときは、受注者の承諾を得たうえで、発注者負担により照明器具の取り外し、設置及び調整をする。

(2) 受注者は、前号により照明器具の取り外し、設置及び調整に必要な情報を発注者に提供すること。

(3) 設置個所を変更した照明器具についても、賃貸借期間終了まで維持管理の対象とすること。

11 その他特記事項

(1) 受注者は、賃貸借期間開始日を待たずに施工した照明器具の仮使用を認めること。

(2) 設置する照明器具は、器具の製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とする。

- (3) 受注者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害を補填すること。
- (4) 賃貸借期間終了後の器具一式は、発注者に所有権を無償譲渡すること。
- (5) 本事業の履行にあたり、発注者が提供した全ての情報について、第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずること。
- (6) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載がない事項又は内容に疑義が生じたときには、その都度、発注者と協議し、これを処理すること。

12 提出書類一覧

次に掲げる書類2部及びデータ一式（CD-R）を期日までに発注者に提出すること。

番号	提出書類	提出期日
1	業務計画書	施工前
2	施工計画書 ※以下は確実に記載すること ・実施工程表 ・施工体系図 ・施工体制台帳 ・仮設計画	施工前
3	現場代理人及び主任（監理）技術者届	施工前
4	照明器具配置図	施工前
5	照明器具配一覧（施設単位で部屋ごと）	施工前
6	照明器具配置図（完成図）	完了時
7	器具設置前後の写真	完了時
8	消防署等へ提出した届出の写し	完了時
9	照明器具一覧（施設単位で部屋ごと）	完了時
10	照度測定結果一覧（施設単位で部屋ごと）	完了時
11	絶縁抵抗・導通試験結果一覧	完了時
12	産業廃棄物を適正に処理したことが分かる書類の写し	完了時
13	維持管理業務中の緊急連絡先及び担当者	完了時
14	賃貸借の保険に関する書類	リース開始後
15	交換等報告書	随時

別紙Ⅰ 対象施設一覧

別紙Ⅰ

番号	施設名	所在地	所管部署
1	南部ふれあいプラザ・パン工房	高浜市二池町一丁目8番地5	総合政策グループ
2	南部第2ふれあいプラザ	高浜市碧海町三丁目5番地4	総合政策グループ
3	吉浜ふれあいプラザ	高浜市屋敷町二丁目3番地15	総合政策グループ
4	翼ふれあいプラザ	高浜市神明町二丁目18番地13	総合政策グループ
5	高取ふれあいプラザ	高浜市向山町一丁目214番地4	総合政策グループ
6	高浜ふれあいプラザ	高浜市青木町四丁目2番地16	総合政策グループ
7	高浜エコハウス	高浜市沢渡町四丁目6番地2	経済環境グループ
8	いきいき広場	高浜市春日町五丁目165番地	地域福祉グループ
9	ケアハウス湯山安立	高浜市湯山町五丁目7番地5	介護障がいグループ
10	みんなの家	高浜市芳川町三丁目1番地16	介護障がいグループ
11	高浜老人ふれあいの家・いっぷく	高浜市青木町九丁目2番地5	健康推進グループ
12	生きがいセンター	高浜市湯山町六丁目2番地6	健康推進グループ
13	サロン赤窯	高浜市青木町九丁目7番地28	健康推進グループ
14	ぽんぽんママ(吉浜幼稚園内)	高浜市屋敷町五丁目9番地2	こども育成グループ
15	高浜南部幼稚園	高浜市碧海町四丁目6番地13	こども育成G
16	高浜南部保育園・南部デイサービス	高浜市田戸町三丁目5番地26	こども育成グループ 介護障がいグループ
17	東海会館・東海児童センター	高浜市田戸町二丁目2番地59	こども育成グループ
18	中央保育園	高浜市稗田町二丁目3番地7	こども育成グループ
19	たかはまこども園	高浜市青木町六丁目1番地94	こども育成グループ
20	翼児童クラブ	高浜市神明町五丁目1番地1	こども育成グループ
21	やきものの里かわら美術館・図書館	高浜市青木町九丁目6番地18	文化スポーツグループ
22	女性文化センター	高浜市湯山町六丁目6番地4	文化スポーツグループ
23	吉浜交流館	高浜市屋敷町五丁目12番地8	文化スポーツグループ
24	春日庵	高浜市春日町三丁目2番地21	文化スポーツグループ
25	武道館	高浜市碧海町二丁目6番地1	文化スポーツグループ
26	五反田グラントイレ	高浜市向山町二丁目1番地8	文化スポーツグループ
27	碧海グラントイレ	高浜市碧海町二丁目6番地1	文化スポーツグループ
28	流作グランドクラブハウス	高浜市新田町四丁目1番地5	文化スポーツグループ
29	市営芳川住宅	高浜市芳川町一丁目2番地45	都市計画グループ
30	市営湯山住宅	高浜市湯山町八丁目12番地1	都市計画グループ
31	市営東海住宅	高浜市田戸町二丁目2番地62	都市計画グループ
32	市営稗田住宅	高浜市稗田町二丁目3番地10	都市計画グループ